

泉崎村農業委員会定例総会（１月）議事録

1 開催の日時及び場所

日 時：令和 7 年 1 月 1 4 日（火）午後 1 時 3 0 分から

場 所：泉崎村役場第 1 会議室

2 会議構成人員（1 5 名）

出席農業委員（8 名）

1 番	箭内	一美	委員
2 番	佐川	ヒロ子	委員
3 番	和泉	輝代	委員
4 番	大森	秀樹	委員
5 番	穂積	正徳	委員
6 番	菊地	信治	委員
7 番	大野	厚海	委員
8 番	有賀	路夫	委員

推進委員（7 名）

太田川	小針	喜美司	委員
踏 瀬	箭内	一二	委員
泉崎①	鈴木	勝美	委員
泉崎②	鈴木	正一	委員
泉崎③	中野目	英宏	委員
瀬知房	鈴木	勝	委員
北平山	小林	富美雄	委員

3 本日の提出議案

議案第 1 号	農地法第 3 条の規定による許可申請について
議案第 2 号	農地法第 3 条の規定による許可申請について
議案第 3 号	農地法第 3 条の規定による許可申請について
議案第 4 号	農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について
議案第 5 号	農用地利用集積計画の決定について

4 議事録署名人

3 番	和泉	輝代	委員
4 番	大森	秀樹	委員

■開 会

(事務局)

新年あけましておめでとうございます。

昨年はいろいろありがとうございました。今年もよろしくお願いします。

定刻を若干過ぎましたが、ただ今より 1 月定例総会を開催いたします。始めに会長より挨拶をお願いいたします。

■会長挨拶

(会長)

あけましておめでとうございます。

3 つほどお話ししたいと思います。

1 つ目は、農業委員会の結束についてです。

昨年 1 年間やってきましたけども、去年より強い結束をもって業務に邁進、遂行していければと思います。

二つ目としては、農業委員と推進委員は村と村民の架け橋なるべき存在であります。

昨年もいろいろな案件はありましたが、水面下ではもっとたくさん問題、課題があると思いますので、架け橋となるべく足で歩いてたくさんの情報を収集していただければと思います。

三つ目としては、活動記録簿についてです。

活動件数については毎月 2 桁の 10 日を目指していただければと思います。

何故かという、総会で集まって何をするかといったときに、活動を通して得た情報をお互いに共有し話し合うことであり、そのための活動記録であります。

その情報の中には行政、県、国に挙げなければならない情報が必ずあると思います。

研修会にも参加しましたが、発信しなければ上は動いてくれません。

ですので、今年は昨年より一歩進んだ活動を行っていただき、総会時に 1 人 1 人が話をする場を作りたいと考えています。以上です。

(事務局)

ありがとうございました。

会期の決定及び議事録署名人の選任について、会長よりお願いいたします。

■会期の決定及び議事録署名人

(会長)

本総会の会期は、本日 1 日とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

(会長)

本日1日とすることに決しました。

議事録署名人は「3番 和泉輝代委員」「4番 大森秀樹委員」にお願いします。

(会長)

では、議事に入ります。「議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について」事務局より報告願います。

(事務局)

「議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について」議案書に従い朗読説明。

(会長)

ただ今、事務局より説明がありましたが「議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について」地区推進委員 鈴木勝委員より現地状況の意見をお願いします。

(鈴木勝委員)

●●●●●番●、●●番●から説明します。

この二つの農地は現状1筆のようになっておりますが、特段問題はないように思います。

次に●●の農地は●●●の農地と被っているようです。

●●●番●の農地が●●●と被っており、現状は公図とだいぶ変わってしまっている状況です。

●●●番●について遊休農地となっており、●番から●番については何とか耕作している状況です。

地権者の方には草刈り等の管理はするように伝えてきております。

(会長)

推進委員の意見を踏まえ、担当農業委員 佐川ヒロ子委員の意見をお願いします。

(佐川ヒロ子委員)

現地確認してきたところ、申請地は遊休農地となっており、耕作できる状況ではありませんでした。

現地はヨシが押し茂っており、農機具も入れないくらい、ぬかるんでしまうところでもあるので、草刈りをして管理してもらうようにしました。

それ以外については問題ないと思います。

(会長)

担当委員の「問題なし」との意見がございましたが、委員の皆さんの意見をお伺いします。

(小林富美雄委員)

現在、この農地については誰が耕作をしているのですか。

(鈴木勝委員)

申請者（譲受人）、●●●の人になります。

申請者はお互いに兄妹になっております。

(会長)

では、お諮りいたします。

「議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について」許可することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり。)

(会長)

異議なしと認め、「議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について」許可することに決しました。

(会長)

続きまして、「議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について」事務局より説明願います。

(事務局)

「議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について」議案書に従い朗読説明。

(会長)

ただ今、事務局より説明がありましたが「議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について」地区推進委員 小林富美雄委員より現地状況の意見をお願いします。

(小林富美雄委員)

1月9日、申請人2人、事務局3人、今回は穂積正徳委員が代理として来ていただきました。

●●のお墓の隣の農地です。現在もきれいに耕している状態ですぐにでも耕作できる状況ですので問題ないと思われます。

(会長)

担当農業委員が所用のため現地確認に出席できなかったため、代理として出席しました。穂積正徳委員の意見ををお願いします。

(穂積正徳委員)

小林委員の説明通り耕運している状態で、譲渡人もどうしても作ってほしいとの意向もあるとのことですので問題ないと思います。

(会長)

担当委員の「問題なし」との意見がございましたが、委員の皆さんの意見をお伺いします。

(会長)

では、お諮りいたします。

「議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について」許可することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり。)

(会長)

異議なしと認め、「議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について」許可することに決しました。

(会長)

続きまして、「議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について」事務局より説明願います。

(事務局)

「議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について」議案書に従い朗読説明。

(会長)

ただ今、事務局より説明がありましたが「議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について」担当農業委員 穂積正徳委員の意見ををお願いします。

(穂積正徳委員)

●●については田となっていますが、現況は畑になっており、きれいに耕運されている状態でした。

●●●番●●●番が一緒になるように耕運されていました。

●●さんは周辺の農地も耕作しているようで、申請地についても一緒に耕作することです。

●●についてもきれいに耕運されている状態でした。

農家の皆さんがだんだん耕作をやめてしまい、●●さんに頼んで作っている状態で●●さんも●●さんに作ってもらうということになったそうです。

●●さんも農作業が好きで引き受けており、きれいに耕運等もしているため、問題ないと思います。

(会長)

担当委員の「問題なし」との意見がございましたが、委員の皆さんの意見をお伺いします。

(会長)

では、お諮りいたします。

「議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について」許可することにご異議ございませんか。

(「異議なし」とする声あり。)

(会長)

異議なしと認め、「議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について」許可することに決しました。

(会長)

続きまして、「議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について」事務局より説明願います。

(事務局)

「議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について」議案書に従い朗読説明。

(会長)

ただいま事務局より説明がありましたが何か質疑等ございますか。

(菊地信治委員)

地区担当の委員です。現状について説明します。

現状は区柵をきれいに作って仮事務所と鉄板を置き、重機も置いてあり、まだ、工事は始まっていませんが、いつでも工事ができる状況です。

(穂積正徳委員)

土地利用計画に雨水貯留と書かれていますがここは穴を掘るのでしょうか。

(事務局)

穴を掘ることはありません。

基本は地下浸透で対応しますが、大雨により地下浸透で間に合わなくなった際、記載部分が少し下がっているために水が溜まるとのことです。

その際はポンプ等でくみ上げて道路側溝へと排水するとのことです。

(会長)

質疑がないようですので裁決を取ります。

「議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について」承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり。)

(会長)

異議なしと認め、「議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について」承認することに決しました。

(会長)

続きまして、「議案第5号 農用地利用集積計画の決定について(案)」事務局より説明願います。

(事務局)

「議案第5号 農用地利用集積計画の決定について(案)」議案書に従い朗読説明。

(会長)

ただいま事務局より説明がありましたが何か質疑等ございますか

(会長)

質疑がないようですので裁決を取ります。

「議案第5号 農用地利用集積計画の決定について」承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり。)

(会長)

異議なしと認め、「議案第5号 農用地利用集積計画の決定について」承認することに決しました。

(午後：2時40分)

■その他

(会長)

以上で本日の案件は終了しますが、その他、事務局から何かございますか。

(事務局)

- ・地目変更登記（法務局からの照会）について
- ・令和7年度標準農作業賃金及び賃借料情報について
- ・利用状況調査報告について

■次回定例総会の日程について

(会長)

以上を持ちまして、本総会の日程が終了しました。

次回の定例総会について、令和7年2月14日（金）にすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり。)

■閉 会

(会長)

以上をもちまして泉崎村1月定例農業委員会総会を閉会といたします。お疲れ様でした。

(午後：2時43分)